

まちなみ空間の保全

●まちづくり協定

- ・ 建物の高さ、意匠
- ・ 塀の形式
- ・ 敷地緑化 などについて
約束事を取り決め

「まちづくり協定」

区域内地権者（約100人）
の約95%が賛同

■修理規準による修景例

- 
- 木製の建具にします。（必要に応じ格子戸風のデザイン）
 - 戸袋を設置します（両戸がある場合、特に2階）
 - 必要に応じ格子風の目隠しを設置します。
 - 勾配屋根に黒を基本としたいぶし瓦葺きなどにします。
 - 一階正面開口いっばいに庇を設けます。（瓦、金属（銅板など）葺き）
 - 塀を設ける場合は、黒系統の色に塗装します。
 - 窓は、漆喰、又は板貼り（雙羽目、下見板など）にします。
 - 腰壁を設ける場合は、石、洗い出し、板張り（雙羽目、下見板など）を基本にします。
 - 基礎、犬走りは、石張り、モルタル（磨引）、洗い出しを基本にします。

■修景規準による修景例

- 
- 建物の高さは低く抑え、周囲に調和するようにします。
 - 屋根は勾配屋根とし、黒系統の材料で葺きます。（塀を設ける時は、黒色のものを用いる）
 - 外壁は、素材を活かした色。または白系統、黒系統の色で塗布します。
 - 木製建て具に準ずるデザインの建て具を用います。
 - アルミ建て具とする時は黒系統の色のものを用います。
 - 敷地は、極力緑化します。
 - 道路から見える位置に設備等を設ける時は格子等で覆います。